看護理工学会誌 投稿規程

〔2021年9月26日改訂〕

看護理工学会では、学会誌「看護理工学会誌」を発行しています.「看護理工学会誌」への投稿は、以下に示す規程に 従って行って下さい. 掲載の採否は編集委員会で審議の上、決定いたします.

1. 投稿資格

筆頭著者は看護理工学会正会員に限る. 筆頭著者が学生会員の場合は, 共著者のうち1名は正会員であることを要す. 共著者は全員が正会員であることが望ましいが, 非会員が含まれていても掲載の採否には影響しない. なお, 非会員を含む場合. 掲載料が発生する(4. 掲載料参照).

2. 論文の内容と書式

2.1 内容

原著論文は、本学会の目的にかなった新しい研究の成果を発表するもので、他に未発表であり、かつ内容の客観性が高いものとする。特に萌芽性を重視するものは速報として扱う。また、看護理工学の発展に寄与しうる実践に関する報告で、学術的な意義を問わず公表の意義および資料的価値があるものは実践報告とする。速報、実践報告ともに掲載ページは4ページ以内とする。

ただし、論文種別に関わらず査読方法については同一の手続きを踏むものとし、査読結果によって論文種別の変更を求めることがある.

2.2 書式

投稿時は、PDF および Word、Excel、Powerpoint などの形式で論文を提出すること、論文作成の際には、「看護理工学会誌」執筆要項を参照すること、採択決定後、組版作業を学会において実施する。

3. 論文記載に関する注意事項

論文の執筆にあたっては以下の項目に注意すること.

3.1 倫理綱領および倫理指針

論文は以下に沿ったものとし、該当する事項を論文中に明記する.この条件が満たされない場合は返却となることがある.なお、倫理規定が未だ定められていない施設の投稿論文については、編集委員会で個々に判断する.ただし、倫理面に問題があるという理由で返却の場合には、投稿者は異議を申し立てることができる.

- 1) ヒトを対象とした研究では、ヘルシンキ宣言の倫理的原則に則ること、インフォームド・コンセントを得ること、所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。個人情報保護に基づき、匿名化すること
- 2)動物を対象とした研究では、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)」の「第 2 研究機関等の長の責務」に則ること、所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。
- 3) ヒトゲノム・遺伝子、ヒト幹細胞、あるいは遺伝子治療を対象とした研究、臨床研究および疫学研究では、厚生労働省の「医学研究に関する指針」の「3 遺伝子治療臨床研究に関する指針」に則ること、所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。

3.2 オーサーシップについて

著者とは論文の根幹をなす研究において多大な知的貢献を果たした人物であり、投稿論文では著者資格を満たす人物はすべて著者として列挙されていなければならない。著者資格の基準は以下4項目のすべてを満たすこととする。

- ①研究の構想もしくはデザインについて、または研究データの入手、分析、もしくは解釈について実質的な貢献をする.
- ②論文の起草または重要な知的内容に関わる批判的な推敲に関与する.
- ③出版論文の最終承認をする.
- ④研究のいかなる部分についても、正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され、解決されるようにし、研究

のすべての側面について説明責任があることに同意する.

上記,著者資格を持たない研究貢献者は謝辞に記載し,貢献内容を明示する.たとえば,「学術的助言者として貢献」「研究デザインの批判的校閲」「データ収集」「研究参加者の紹介ならびにケア」などのように貢献内容を付記することを 推奨する.

3.3 Conflicts of Interest (COI) (利益相反)について

機器開発・評価等の看護学・理工学の相互の連携活動の推進に伴い、研究・教育・開発を促進する組織としての社会的 責務と、連携に伴い生じる個人の利益が衝突・相反する状態が発生する。そのため、研究成果が掲載される際に、編集・ 出版の質と信頼性を確保し、バイアス発生を防止するために COI について開示することが求められる。経済的な関係 (資金供与など) 以外にも、学術的傾倒、人間関係、政治上あるいは宗教上の信念、所属組織との関わりについても、論 文の正確性・公平性が脅かされる場合には開示する。

開示方法としては、論文の末尾に利益相反の有無を記載し、利益相反の状態にある場合はその詳細を記載する. 論文の COI 違反などの異議申立があった場合には、利益相反委員会を中心に審査する.

3.4 多重投稿・多重掲載について

著者は、現在投稿中、あるいは掲載された論文と極めて類似した内容の論文を投稿してはならない。また、すでに掲載された論文と本質的に同じ内容の論文の掲載は認めない。

ただし.

- 1) 他誌で受理されなかった論文
- 2) 学会発表のために作成した抄録やポスターなどの予備的報告を最終報告としてまとめた論文
- 3) 学会で発表しただけで完全な報告がなされていない研究や、記録集(proceedings)に掲載されている内容を論文としてまとめた論文

については、多重投稿・多重掲載とはみなさない.

学術分野によっては、記録集であっても論文と同程度の内容が記載されている場合(たとえば、2コラム4ページ以上 記載する国際会議の記録集等)は雑誌相当とみなされる分野もある。その場合には、多重投稿・多重掲載を避けるため、 投稿にあたっては内容の追加などが必要である。

すでに投稿または掲載された論文で使用されたデータの二次解析を別の論文として投稿する場合には、論文中にその旨が明記され、元データが掲載された論文が適切に引用されなければならない。執筆にあたっては、すでに投稿または掲載された論文との内容の重複について注意し、研究目的や解析方法などの相違が明確に示されなければならない。加えて、使用された機器、システム等についてすでに投稿または掲載された論文に記載されている場合でも、改めて適切な引用等を行うこと。

学位論文の投稿にあたっては、投稿に先立って所属機関から公開された場合は多重掲載にあたるため、投稿論文が本誌に掲載された後に機関リポジトリ登録の許可を得て(5.2参照)所属機関から公開することが望ましい。投稿論文掲載までの公開保留が難しい場合には、投稿前に編集委員会に問い合わせを行うこと。

3.5 著作権の保護・引用等について

著者は、他者からの情報を引用するにあたって、他者がもつ著作権の存在に留意しなければならない。論文の内容が他者の著作権を侵害した場合には、その責任はすべて著者にある。より具体的には、

- 1)公表された著作物からの引用は、著作権法第32条に記述された要件を守らなければならない。
- 2) 会話・書簡・第三者による議論等で個人的に得た情報は、情報提供者の許可なく引用し、内容を公表してはならない
- 3) 未公表の知的財産の不正利用は行ってはならない.

また、著者が他者の論文に対して学術的根拠をもって批判的に引用・記述することは許されるが、根拠不明のままに批判したり、誹謗・中傷したりしてはならない.

3.6 捏造、改ざんおよび盗用の禁止について

投稿論文には捏造・改ざんされた情報が含まれていてはならない。また、他者の論文からデータ等を盗用してはならない。また、未発表の結果、データ、またはアイデアを所有者もしくは著作権管理者から許諾を得ずに記述することも盗用にあたるので行ってはならない。

4. 掲載料

下記, 4.1, もしくは, 4.2 のいずれかを選択する. なお, ページ数は刷り上がりでの算出である. なお, 印刷 1 ページは 2300 字程度, 図表 (片段 1/3) では 6 枚が相当する.

4.1 著者全員が学会会員の場合

1) 基本投稿料:8ページ以下は無料

2) 別刷り料: 有料, 別途請求

4.2 著者に非会員を含む場合

1) 基本投稿料:8ページ以下¥40,000

2) 別刷り料:有料, 別途請求

4.3 追加料金(4.1, 4.2 ともに適用)

1)ページ追加: \\ 20,000/1ページ

2) 別刷り料:有料, 別途請求

5. 著作権

「看護理工学会誌」に掲載されたすべての著作物の著作権(複製権、公衆送信権を含む)は看護理工学会に帰属し、看護理工学会はそれらを電子化およびインターネットで公開する.

5.1 転載について

「看護理工学会誌」に掲載されたすべての著作物の一部または全文を転載する際には、事前に「転載許可願」を看護理工学会事務局に申請しなければならない。転載の可否を編集委員会で審議し、書面にてその結果を通知する。転載にあたっては、出典が明記されなければならない。なお、論文全文の転載は、該当の論文が「看護理工学会誌」に掲載後1年を経過していることが条件となる。ただし、学会発表の抄録はこれに該当しない。

5.2 著者所属機関図書館等のホームページ等への公開(機関リポジトリ)について

「看護理工学会誌」に掲載された論文を、著者の所属機関図書館等のウェブページなどに再掲載する場合には、事前に「機関リポジトリ登録等申請書」を看護理工学会事務局に申請しなければならない、公開の可否を編集委員会で審議し、許可する場合には公開許可証を発行する。ただし、公開を認める対象は公開日以降の論文とする。公開にあたっては出典を明記し、看護理工学会の許諾を得ている旨を明記すること。看護理工学会誌に掲載された論文と、機関等で公開される論文に相違があってはならない。また、公開の許可を受けた論文を、許可証に記載されていない機関に再登録または委譲してはならない。

6. 迅速查読

6.1 要件

以下の要件のいずれかを満たし、かつ筆頭著者が迅速査読を希望する場合に迅速査読を行う。迅速査読として認められた論文は、原則としてその日からおおむね2週間以内に査読結果を通知する。修正稿の査読時も同様に受理日から査読結果通知までおおむね2週間以内とする。なお、迅速査読は当該論文の採択を意味するものではない。

- 1) 当該論文が、筆頭著者が各研究機関において博士号の学位審査を申請する際に義務付けられている要件(査読付き 学術誌における掲載または採択)に該当するものであること、学位申請に必要な論文は全て対象とし、学位論文に 関連する内容の論文だけではなく、学位申請時に筆頭著者の専門領域における研究能力を示すなどの目的で添付が 義務付けられている論文も含む。
- 2) 筆頭著者の博士論文として審査された内容に基づく投稿論文であり、平成25年文部科学省令第5号により博士号を授与された日から1年以内に公表することが求められているものであること。
- 3) 筆頭著者が独立行政法人日本学術振興会の採用する特別研究員等に応募を予定しており、申請にあたって筆頭著者の研究遂行能力を示す業績として含まれるものであること.

6.2 手続き

論文投稿時に、投稿申込用紙に迅速審査の希望を明記する. その際、学位の審査を行う教育機関名の明記と、指導教員

の自筆著名が必要である. なお, 迅速審査のための費用は徴収しない.

7. 投稿の手続き

7.1 投稿時

学会事務局まで以下に示すファイル,投稿誓約書を送付すること.原則として,e-mail による送付とする.e-mail に て送付できない場合は、メディアを郵送にて、事務局に送付する.

- 1) PDF 形式による原稿データ
- 2) Word, Excel, Powerpoint などの形式の論文データ
- 3) 投稿申込用紙 (PDF または word)
- 4) 誓約書ならびに同意書 (PDF:原本は掲載決定時に送付する)

7.2 掲載決定時

掲載が決定した後には、下記の3点を事務局に送付する(「6.3 論文送付先」参照).

- 1) 最終論文を印刷したもの
- 2) 最終論文のデータを収めたメディア (word ファイル, テキストファイル, 図ファイル等)
- 3) 誓約書ならびに同意書 (原本)

7.3 論文送付先

論文はすべて下記の看護理工学会事務局に送付する.

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル (株)春恒社 学会事業部内 看護理工学会事務局 TEL 03-5291-6231 FAX 03-5291-2176

nse-society@umin.ac.jp